



「堰提公園」(福島市飯野町)

平成23年5月1日発行(毎月1回1日発行)第478号

# ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクター「けんたくん」

2011  
5

## ふくしま街歩き今昔



法人ニュースふくしま 2003年4月号より

いまはまだ新入社員の方のポケットは不安と希望でいっぱいだと思います。このポケットを早く経験に変え、勤めを愛し、楽しい勤めにしてほしいと思います。本年度より、広報誌を一新しました。『さらに多くの皆様に見てほしい。』そんな願いを込めております。これからもご愛読頂きますよう宜しくお願い致します。(高橋記)

どんな仕事をしているのか? こんなことを日々考えて勤めをすれば仕事を自然に覚え、仕事が好きになると思います。

日常、どんな業務があるのか?先輩はどんな仕事をしているのか?先輩はどんなことを日々考えて勤めをすれば仕事を自然に覚え、仕事が好きになると思います。

「勤めは簡単に辞めないこと」この言葉を送りたい。最初は勤めを辛く感じてしまうものだと思います。ただ、この辛さは経験もなく仕事をどう進めていいかわからない状況からくるものだと思います。そこから抜け出すには、早く慣れ仕事を覚えようとする意識を高く持ち続けることです。

その新入社員の方に一言。「勤めを愛し」送りたい。最初は勤めを辛く感じてしまうものだと思います。ただ、この辛さは経験もなく仕事をどう進めていいかわからない状況からくるものだと思います。そこから抜け出すには、早く慣れ仕事を覚えようとする意識を高く持ち続けることです。

この度の東日本大震災により甚大な被害がありましたこと謹んでお見舞い申し上げます。さて、このような状況下で新年度を迎えることとなった新入社員の皆さんは期待よりも不安いっぱい新しい環境に飛び込むことになったかと思えます。大変な状況ですが少しでも早く会社に慣れることが一番ですね。

## 私のポケット

この度の東日本大震災により甚大な被害がありましたこと謹んでお見舞い申し上げます。さて、このような状況下で新年度を迎えることとなった新入社員の皆さんは期待よりも不安いっぱい新しい環境に飛び込むことになったかと思えます。大変な状況ですが少しでも早く会社に慣れることが一番ですね。





東日本大震災関連のお知らせ

このたびの東日本大震災により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

＜申告・納付等の期限の延長＞

【国税】

福島県をはじめ青森、岩手、宮城、茨城各県に納税地を有する納税者につきましては、3月11日以降に到来する国税に関するすべての申告・納付等の期限が延長されました。これに伴い、所得税及び個人事業者の消費税の振替納付日も延長することになりました。

また、期限が延長となった地域の法人の皆様に対しては、当分の間、国税に関する申告書等用紙の発送は見合せております。

【県税】

福島県税に関する申告・納付等の期限についても、国税と同様に延長されています。

また、自動車税の定期課税（例年5月課税・5月末納期限）が延期されること

となりますが、それに伴い、自動車税の納税証明書（継続検査用、構造等変更検査用）の有効期限も延長されます。

このため、平成22年度の課税によって交付を受けた納税証明書の有効期限は平成23年5月30日と記載されていますが、その有効期限を経過しても延長される期限までは、有効なものとして取り扱われますので、大切に保管してください。

【市町村税】

市町村民税、軽自動車税等については、各市町村の窓口へお問い合わせください。

○国税、県税共に延長する期間については、決定次第、改めてお知らせいたします。お問い合わせは、

・福島県税務署 024-534-3121  
・県庁税務課 024-521-7728

＜他の地域より避難された方へ＞

次のお問い合わせについては、避難先の最寄りの税務署においても対応いたします。

- ▼ 国税に関するご相談等
▼ 還付金の支払いについて
▼ 納税証明書の交付について（交付まで多少日数を要します。）

＜国税の納税証明書＞

この震災で相当の損失を受けたことにより、災害復旧に必要な資金の借入れのために納税証明書の交付を受ける場合には、交付手数料は必要ありません。納税証明書交付請求書の「証明書の使用目的」欄に「災害復旧に必要な資金の借り入れのため」であることを記載してください。

＜県税の窓口業務（納税証明書の交付関係）＞

県税の納税証明書の交付等の業務については、現在、次のとおりです。

★県北地方振興局は現在、次の場所に移転して業務を行っています。

県北保健福祉事務所3階（電話024-534-4305・4306）

★相双地方振興局管内では災害への対応のため、職員数が限られており、十分な対応ができない場合がありますので、予めご容赦ください。

なお、福島県庁税務課においても一部対応が可能ですので、お手数でも税務課までお問い合わせください。

★その他の各地方振興局では、通常どおりの業務を行っています。

今回は、東日本大震災に係る義援金等に関する税務上の取扱いについて、ご紹介します。

平成23年度国家公務員採用Ⅲ種（税務）試験（高校卒業程度）のお知らせ
仙台国税局では、バイタリティーあふれる税務職員を募集しています。国の財政を支える税務職員にチャレンジしてみませんか。

○受験資格

平成2年4月2日から平成6年4月1日生まれの方

○受験申込受付期間

平成23年6月21日（火）から6月28日（火）まで

○受験申込書の請求

最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課又は人事院東北事務局

※受験申込書の配付は、5月9日（月）から行います。

○お問い合わせ先

人事院事務局 022-221-2022
仙台国税局人事第二課 022-263-1111（内線3236）

【お詫び】

この震災により、4月18日に予定していた福島県税務署と（社）福島法人会との共催による法人税等決算説明会は中止とさせていただきます。誠に申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

# 「東日本大震災、そして福島原発」

私たちは、これまで誰も経験したことのない大災害の渦中にいます。マグニチュード9・0と言う世界最大級の大地震と原発事故として世界の3大事故に入る福島原発の重大事故。原発は放射能を放出し続け、私たちの生活するエリアである福島県の多くが避難地域・屋内退避地域・耕作制限地域の指定を受け、風評被害とともに被害を拡大しながら進行しています。私たちは、私たちの意思とは無関係に、3月11日を境に、この未曾有の大災害の渦中に被災者として存在することとなってしまいました。

私たちのほとんどが、地震により建物や家具、食器等に被害を受け、事業を行っているみなさんには機械・設備・商品等に多大な被害を受けています。それに加えて原発です。福島は地域全体が被災地として経済封鎖地域の様相を呈し始めています。原発の早期の終息と放射能対策・風評被害対策を正しい判断で適切に行っていただきたいと切に願うのみです。

このような中であっても、わたしたちの企業活動は一刻も留まることが許されません。このようなときであるからこそ、強い意志を持って地域再建のために企業活動を続けていかなければなりません。しかし、状況

の深刻さは、一個人の努力の範疇を超えたものとなっています。このため多くの支援体制が引かれてきています。自分の置かれている状況に対する冷静な判断が強く求められます。それには、問題を自分で抱え込まず外部の相談機関に持ち込むことです。

全ての前提は、私たちの生命の安全確保から始まりますが、早期の企業活動の正常化が急務となります。このためには、緊急時の資金の確保が急がれます。これに備えては、銀行、政策金融公庫等では、緊急融資、返済猶予等に対応しています。まず相談することです。被災の状況によっては事業の休止、休業という場合も生じます。これに対しては、雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金等の適用が可能となります。ハローワークが窓口となります。事業者にとって申告は、深刻な問題ですが、全ての税目で申告期限の延長の処置が取られていますので事業再建を最優先に考えることです。ただし、被害の状況については、写真を撮っておくこと等、被害の実態を正確に説明できるようにしておくことです。今後、申告時における所得税・法人税の特例処置が整備されてくるものと思われます。

原発の終息をみない今、不安は残りますが、未来を信じてみんなで頑張っていきたいと思えます。

東北税理士会福島支部 大竹 隆

## 村井幸三さんの ヘーなるほど

名をかえ開かれるようですが、私も協会が東日本大震災のどさくさにも紛れ込ませ一件落着の道筋をつけようとしているように見え、納得しかねる気分です。

この際無理してまで本場所開催など行わず、東日本大震災の被害地を小規模の人数で巡業、罹災者を招待して元気つける、そんな発相があってもいいのではないのでしょうか。

ちよつと物知り顔でおこがましいのですが大相撲は本来、庶民の手軽な楽しみでした。最近しきりに神事とか国技などを頭に冠ぶせ、協会もジャーナリストも二言目には八百長はけしからんなど決め付けていますが、相撲の歴史を読めば分かるように、相撲の下地にはなれ合い、いつてみれば素朴な八百長があります。

たとえば相撲業界で神事といっている

大國難の最中ですが、今年も目に青葉、山ほととぎすの季節がやってきました。恒例の大相撲五月場所も八日から技量審査場所と

もつと近世でいえば江戸時代、江戸と大坂で交互に本場所が開かれていたが、打ち上げの横綱の取組みはそれぞれの土地の力士が勝つのが恒例でした。

だいたい国技などいいだしたのは昭和十年頃、時の軍部です。国民の戦意高揚のスポーツとして煽りたてるため作った言葉です。

今回の八百長騒動はスポーツの社会正義の公正性の問題ですが、本質的に相撲界はそういうことにはなじまない世界で、歌舞伎で有名なめ組の喧嘩、幕末の大阪での新撰組との喧嘩など、仙石官房長官ではありませんが一種の暴力装置で、庶民はそれを先刻承知で勝負を楽しんできたのです。しかも番付一枚違えば給料はもろろん着物からまわしの生地まで違うという大変な格差社会ですから二十三人の首をきった程度で事がおさまるとは到底思われません。まあ相撲は義理人情がからんだ独特なスポーツで、神事でも国技というほどのものではない事を言いたくしている書きました。





# 心は



弁護士法人  
ブレインハート法律事務所  
代表社員社長弁護士  
**菅野 晴隆氏**  
(福島市大町2-32コロールビル4F)  
TEL (024) 528-0330

経・法 ややましろし

この欄で弁護士さんは初めてである。

お一人で仕事をこなしていると思っ  
て訪問したら、法人組織であり、大町  
の本社のほかに相馬市と米沢市にオ  
フィスを構えており八人の弁護士さん  
が働いているので、まずびっくりした。

次に驚いたのは、この社長弁護士さ  
ん民事介入暴力対策委員会の委員長を  
平成十五年から二十年まで務め、暴力  
団事務所の撤去に成功し、暴力団根絶  
福島県民会議から表彰も受けている。

さぞかし恐ろしい顔をしているのか  
と思いきや上品でやさしい雰囲気なの  
で、そのギャップに、再び驚かされた。

それもそのはず、祖父の健治郎氏は  
伊達屋号を創設した経営者であった  
し、父の泰典氏は福島三菱自動車の社  
長を務め、福島市議会議員も四期つと  
めた人物。母の弥栄子さんも、あい美  
容室、やさかパーキングの社長をする

など、素晴らしい一族であり、そのお  
陰で弁護士活動も大きく助けられたと  
いう。

菅野晴隆氏は昭和四十一年、福島市  
生まれ。慶應義塾大学法学部法律学科  
を卒業後、司法試験に合格し、渡辺健  
寿弁護士の下で三年間修行した。平成  
十二年ブレインハート法律事務所を独  
立開業、平成二十年に事務所を法人化  
し代表社員社長に就任した。

「ブレインハートという事務所名は？」  
「依頼者の良きブレイン、つまりアド  
バイザーになり、人の心（ハート）の  
痛みのわかる弁護士でありたい、と  
願って名付けました」

「平成二十一年に相馬に、二十二年に  
米沢に法律事務所を開設しています  
が」  
「都会ですと弁護士の数も多く相談し  
やすいのですが、地方ですとアクセス  
が不便です。それと最近、弁護士急増

により若手弁護士が多く世の中に出て  
きています。しかし働く場所がないと  
いう状態です。少しでも受け入れられ  
ればと考えております」

企業の顧問弁護士も数多く手掛けて  
おり、会社が直面する法律問題を取り  
扱っている。予防医学と同じで、大き  
な問題にならないよう、アドバイスし  
ているという。企業法務以外にもサラ  
金・クレジット会社からの借金や多重  
債務で困っている人の債務処理、破産、  
民事再生、訴訟、調停、示談交渉、破  
産管財、消費者問題、債権回収、不動  
産取引、借地借家、交通事故、離婚、  
慰謝料、高齢者の財産管理、契約書や  
遺言書の作成など、きめ細かく対応し  
ているという。また必要に応じ弁護士

【5月のこよみ】

ああ渡り鳥

「原発と鳥インフルエンザとどっちがコワイ」



費用の分割払い、法テラスの扶助利用  
による無料相談、代理援助も行ってい  
る。

この他福島家庭裁判所 家事調停委  
員、福島県入札制度等監視委員会委員  
ほか公職も多い。

自宅は桜木町にあり、素敵な奥様と  
男のお子様が二人とお聞きした。

とにかく四十四歳の若さで現代の  
ニーズに応えた様々な活動をしている  
のに感動してインタビューを終えてき  
た。

## 謹んで地震災害の お見舞いを申し上げます

東日本大震災により被害を受けられました皆様  
には謹んでお見舞いを申し上げます。一日も早  
い復旧を心よりお祈り申し上げます。

※会報4月号は東日本大震災の影響により休刊とさせていただきます。

